

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

議案第1号 牛久沼運営協議会役員の選任について

議案第2号 令和3年度事業報告について

議案第3号 令和3年度一般会計歳入歳出決算について

議案第4号 令和3年度牛久沼保全事業特別会計歳入歳出決算について

議案第5号 令和5年度事業計画（案）について

議案第6号 令和5年度一般会計予算（案）について

議案第7号 令和5年度牛久沼保全事業特別会計歳入歳出予算（案）について

議案第8号 牛久沼運営協議会会則の一部改正について

4 そ の 他

5 閉 会

令和5年度 第1回

# 牛久沼運営協議会

日時：令和5年7月18日（火）

午後1時30分から

場所：龍ヶ崎市役所5階第3委員会室

議案第1号

牛久沼運営協議会役員の選任について

牛久沼運営協議会会則第3条第3項の規定により、下記のとおり役員を選任するものとする。

令和5年7月18日提出

牛久沼運営協議会

会長 萩原 勇

記

役職名	氏名
会長	萩原 勇
監事	油原 信義

## 議案第 2 号

令和 3 年度事業報告について  
令和 3 年度牛久沼運営協議会事業について、次のとおり報告する。  
令和 5 年 7 月 1 8 日提出

牛久沼運営協議会  
会長 萩 原 勇

### 令和 3 年度の事業報告について

#### ○第 1 回牛久沼運営協議会の開催

日 時 令和 3 年 9 月 8 日（書面審議により実施）  
議 事

- (1) 牛久沼運営協議会会則の一部改正について
- (2) 牛久沼運営協議会役員を選任について

○第2回牛久沼運営協議会の開催

日 時 令和3年10月12日（書面審議により実施）

議 事

- (1) 令和2年度事業報告について
- (2) 令和2年度一般会計歳入歳出決算について
- (3) 令和2年度牛久沼保全事業特別会計歳入歳出決算について
- (4) 令和3年度事業計画（案）について
- (5) 令和3年度一般会計予算（案）について
- (6) 令和3年度牛久沼保全事業特別会計予算（案）について

○ 草刈作業

実 施 日	場 所
令和3年11月24日、25日	牛久沼畔 ・道の駅整備予定地 ・水神屋隣地など

議案第 3 号

令和 3 年度一般会計歳入歳出決算について

令和 3 年度一般会計歳入歳出決算について、次のとおり監事の意見を添えて協議会の認定に付する。

令和 5 年 7 月 1 8 日提出

牛久沼運営協議会

会長 萩原 勇

○一般会計

歳 入 74,056 円  
 歳 出 840 円  
 差引残額 73,216 円 (令和 5 年度へ繰越)

(歳入) (単位：円)

科 目	予算現額	決算額	比 較	説 明
繰 越 金	74,056	74,056	0	前年度繰越金
雑 収 入	44	0	△44	
歳 入 合 計	74,100	74,056	△44	

(歳出) (単位：円)

科 目	予算現額	決算額	比 較	説 明
事 務 費	10,000	840	△9,160	切手代 840
会 議 費	10,000	0	△10,000	
事 業 費	50,000	0	△50,000	
予 備 費	4,100	0	△4,100	
歳 出 合 計	74,100	840	△73,260	

議案第 4 号

令和 3 年度牛久沼保全事業特別会計歳入歳出決算について  
 令和 3 年度牛久沼保全事業特別会計歳入歳出決算について、次のとおり  
 監事の意見を添えて協議会の認定に付する。

令和 5 年 7 月 1 8 日提出

牛久沼運営協議会  
 会長 萩原 勇

○牛久沼保全事業特別会計

歳 入 0 円  
 歳 出 0 円  
 差引残額 0 円

(歳入) (単位：円)

科 目	予算現額	決算額	比 較	説 明
交 付 金	700,000	0	△700,000	市交付金
雑 収 入	100	0	△100	
歳 入 合 計	700,100	0	△700,100	

(歳出) (単位：円)

科 目	予算現額	決算額	比 較	説 明
事 務 費	20,100	0	△20,100	
事 業 費	680,000	0	△680,000	
歳 出 合 計	700,100	0	△700,100	

# 会計監査報告書

令和3年度牛久沼運営協議会一般会計歳入歳出決算及び牛久沼保全事業特別会計歳入歳出決算について、関係諸帳簿等を監査した結果、その内容についていずれも正当なものと認め、報告いたします。

令和5年7月 日

監 事

印

監 事

印

## 議案第 5 号

令和 5 年度事業計画（案）について

令和 5 年度牛久沼運営協議会の事業計画は、次に定めるところによる。

令和 5 年 7 月 1 8 日提出

牛久沼運営協議会

会長 萩原 勇

令和 5 年度事業計画

- ・牛久沼関係団体等の連絡調整
- ・牛久沼の環境保全等のための迅速な対応
- ・牛久沼の有効活用に向けた協議

議案第6号

令和5年度一般会計予算（案）について

令和5年度牛久沼運営協議会の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

令和5年7月18日提出

牛久沼運営協議会

会長 萩原 勇

（歳入歳出予算）

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,300円と定める。
- 2 歳入歳出予算の科目の区分及び区分ごとの金額は、「令和5年度一般会計歳入歳出予算」による。

令和5年度一般会計歳入歳出予算

（歳入）

（単位：円）

科目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
繰越金	73,216	74,056	△840	前年度繰越金
雑収入	84	44	40	預金利子
歳入合計	73,300	74,100	△800	

（歳出）

（単位：円）

科目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
事務費	10,000	10,000	0	委員傷害保険等
会議費	10,000	10,000	0	
事業費	50,000	50,000	0	
予備費	3,300	4,100	△800	
歳出合計	73,300	74,100	△800	

議案第7号

令和5年度牛久沼保全事業特別会計歳入歳出予算（案）について  
 令和5年度牛久沼運営協議会の牛久沼保全事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

令和5年7月18日提出

牛久沼運営協議会  
 会長 萩原 勇

（歳入歳出予算）

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ700,100円と定める。
- 2 歳入歳出予算の科目の区分及び区分ごとの金額は、「令和5年度牛久沼保全事業特別会計歳入歳出予算」による。

令和5年度牛久沼保全事業特別会計歳入歳出予算

（歳入）

（単位：円）

科目	本年度予算	前年度予算額	比較	説明
交付金	700,000	700,000	0	市交付金
雑収入	100	100	0	預金利子
歳入合計	700,100	700,100	0	

（歳出）

（単位：円）

科目	本年度予算	前年度予算額	比較	説明
事務費	20,100	20,100	0	郵送料、消耗品費等
事業費	680,000	680,000	0	牛久沼環境保全対策事業等
歳出合計	700,100	700,100	0	

議案第 8 号

牛久沼運営協議会会則の一部改正について  
牛久沼運営協議会会則の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 7 月 1 8 日提出

牛久沼運営協議会  
会長 萩原 勇

牛久沼運営協議会会則の一部改正  
牛久沼運営協議会会則の一部を次のとおり改正する。  
第 5 条中「龍ヶ崎市市長公室牛久沼プロジェクト課」を「龍ヶ崎市の  
牛久沼運営協議会に関する事務を所管する部署」に改める。

付 則

この会則は、令和 5 年 7 月 1 8 日から実施し、令和 5 年 4 月 1 日から  
適用する。

※改正後の会則の全文、新旧対照表は、資料 1 のとおり。

牛久沼運営協議会会則（改正案）

（目的）

第 1 条 この協議会は、牛久沼の有効活用及び環境保全に係る効率的な事業推進を図るための情報共有等、構成団体等との連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の名称）

第 2 条 この協議会は、牛久沼運営協議会（以下「協議会」という。）という。

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に掲げる人数で構成する。

(1) 龍ヶ崎市 4 人

(2) 河内町 2 人

(3) 牛久沼土地改良区 4 人

3 協議会に会長 1 人、副会長 2 人及び監事 2 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、会計を監査する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第 5 条 協議会の事務を処理するため、龍ヶ崎市の牛久沼運営協議会に関する事務を所管する部署に事務局を置く。

（経費）

第 6 条 協議会の経費は、分担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第7条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この会則は、昭和46年11月24日から実施する。
- 2 昭和46年度における会計年度は第7条の規定にかかわらず、昭和46年11月24日から昭和47年3月31日までとする。

付 則

この会則は、昭和50年5月14日から実施する。

付 則

この会則は、平成9年6月16日から実施する。

付 則

この会則は、平成19年7月3日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この会則は、令和3年9月30日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、令和5年7月18日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

## 牛久沼運営協議会会則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条            }    省    略                            }    省    略          第4条            }</p> <p style="padding-left: 20px;">(事務局)</p> <p>第5条 <u>協議会の事務を処理するため、龍ヶ崎市の牛久沼運営協議会に関する事務を所管する部署に事務局を置く。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">以下省略</p>	<p>第1条            }    省    略                            }    省    略          第4条            }</p> <p style="padding-left: 20px;">(事務局)</p> <p>第5条 <u>協議会の事務を処理するため、龍ヶ崎市市長公室牛久沼プロジェクト課に事務局を置く。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">以下省略</p>